

地震災害対策編 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第2章 災害に強いまちづくりのための計画

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画

第1章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本的な考え方

第1節 災害予防計画の基本的な考え方

災害予防計画の基本的な考え方は、風水害等災害対策編 災害予防計画 第1章を参照する。

第2章 災害に強いまちづくりのための計画

- 第1節 地震防災緊急事業整備計画
- 第2節 防災施設、設備等の整備計画
- 第3節 都市防災環境整備計画
- 第4節 ライフライン施設災害予防計画

第1節 地震防災緊急事業整備計画

《基本方針》

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

第1項 地震防災緊急事業整備計画

《計画目標》

1. 地震防災緊急事業五箇年計画

「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」第2条において、知事は、人口・産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

2. 対象事業

地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業とは、

- 1) 主務大臣の定める基準に適合する。
- 2) 県地域防災計画に基づく事業である。
- 3) 市が実施する事業については、由布市地域防災計画に定める基準であることを要件とする施設等の整備等である。
 - ア. 避難地
 - イ. 避難路
 - ウ. 消防用施設
 - エ. 消火活動が困難である区域の解消に資する道路
 - オ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
 - カ. 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
 - キ. 公的医療機関等のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
 - ク. 社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
 - ケ. 公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
 - コ. 上記キ.～ケ.のほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - カ. 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - シ. 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - ス. 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設または設備

- セ.地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設または設備
- ソ.地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- タ.負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材
- チ.老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

3. 作成の手続き

知事は、計画の作成、変更にあたり、市長の意見を聴取する。(地震防災対策特別措置法 第2条第2項及び第4項)

4. 地震防災緊急事業に係わる国の負担補助の特例

- 1)災害応急対策の充実
- 2)被災者の早期安定化
- 3)災害時要援護者対策

特に、以上の項目を対象とする事業については、国の負担割合の特例が定められ、他の法律による補助率が本法に定める補助率を上回らない限り、本法の補助率を適用することとしている。

- ア.一定の消防用施設
- イ.へき地における公立の診療所のうち一定のもの
- ウ.木造の社会福祉施設の改築
- エ.公立の小中学校の補強
- オ.一定の防災行政無線設備等
- カ.飲料水、電源の確保に資する施設または設備
- キ.非常用食料等の備蓄倉庫
- ク.救護施設等

5. 事業の実施

市は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努める。

第2節 防災施設、設備等の整備計画

《基本方針》

地震等の大規模災害時において、必要な施設や設備は、機能が損なわれると想定される。そのため、優先度を考慮し、代替手段や緊急調達方法や調達先等について、整備体制の確立に努める。

- (1) 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- (2) 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先をあらかじめ決めておく。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

《計画目標》

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 災害予防計画 第4章3節 気象等観測体制整備計画】を参照する。

1. 情報の収集整備計画

1) 情報の収集

地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- ア. 災害情報通信ネットワークの整備、拡充
- イ. 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

2) 地震観測体制の強化

気象庁、科学技術庁が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

2. 情報伝達体制の整備

1) 地震観測体制の強化

気象庁、科学技術庁が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

2) 情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として、地域防災無線系の拡充を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

- ア.災害情報データベースの整備
- イ.多様な情報メディアの活用方策の検討
- ウ.広報、広聴体制の確立
- エ.地震観測体制の強化

第2項 避難者収容体制の整備

《 計画目標 》

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 災害予防計画 第4章6節 避難地等整備計画】を参照する。

1. 避難誘導整備計画

市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。また、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

市は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとし、避難所であることを示す標識等の設置に努める。

2. 避難所整備計画

市は、公園、社会教育施設、公共施設等を対象に、地域の人口、対象圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、避難所の設備の充実を図る。

第3項 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

《 計画目標 》

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 災害予防計画 第4章8節 災害備蓄物資及び装備資機材等整備計画】を参照する。

1. 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給

大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄、または避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。

1) 対象人口の把握

市は、食料、飲料水、生活必需品等の供給に必要な被災人口を速やかに調査・把握し調

達体制を整える。

2) 食料、飲料水、生活必需品等の確保

市は、給水に必要な給水タンク、ポリタンク等の資機材の確保を含め、被災者に十分供給できる量の食料、飲料水、生活必需品等の確保に努める。

また、供給量が不足するとき、供給に要する給水車及び輸送車両等を必要とするときは、県及び周辺市町に対し応援を要請する。

2. 備蓄

1) 備蓄物資・場所等の確保

- ア. 非常用物資等の備蓄強化
- イ. 非常用物資の備蓄・集積場所の確保

2) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の啓発

- ア. 市は、住民等に対し、2～3日分の食料、生活必需品等の自主的確保を指導する。また、平常時から3日分（3リットル/人・日）以上の飲料水の備蓄や生活用水を確保するための啓発や情報の提供を行う。
- イ. 市は、在宅の災害時要援護者への地域住民による食料、生活必需品等の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

3. 応急仮設住宅整備計画

プレハブ建築協会や企業等と連携を図りつつ応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。

第3節 都市防災環境整備計画

《 基本方針 》

災害を予防するには、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。したがって、本市では以下の施策により「災害に強いまちづくり」として都市防災を推進する。

第1項 防災都市基盤整備計画

《 計画目標 》

1. 防災都市基盤整備

(1) 道路整備の推進

1) 緊急交通路整備計画

ア.風水害に比較して地震災害時は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定される。そのため、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。

イ.道路管理者は、救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路を多重性のある道路ネットワークの整備に努める。

2) 道路・橋梁施設等

ア.災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架替えや拡幅等を検討する。

イ.橋梁、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所
の点検・補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。

エ.老朽及び各種点検調査の結果に基づき、危険度の高いものから順に対策を実施する。

オ.地盤の軟弱箇所及び湧水をとまなう箇所については、路盤の改良を実施する。

3) 鉄道施設、設備の耐震性確保

建造物の設計は、建造物設計標準（J R九州）により、耐震性を確保する。

(2) 河川施設等整備の推進

1) 施設の点検、耐震性の強化

国が示す「耐震点検要領」等に基づき河川施設における施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、排水機場や閘門、水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

2) 防災体制等の整備

河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を確立する。

第2項 土地区画整理・市街地再開発事業計画

《 計画目標 》

1)最近における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において環境の悪化、災害の危険性の増大、これらの事態に対処するため市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化等を行うとともに、これとあわせて延焼阻止能力を持つ幹線道路、公園、広場等の

不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、あわせて都市災害の防止に努める。

2)既成市街地及びその周辺の地域において土地の区画、形質の変更及び公共施設の新設、変更等を行う土地区画整理事業を推進し、道路、公園、上(下)水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善とあわせて都市災害の防止に努める。

3)都市計画マスタープラン等の策定により市街地の将来像を明らかにしたうえで、地元関係者との合意形成を図りながら、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的な都市基盤施設の整備により計画的な土地利用の推進と災害に強い市街地を形成する。

4)「由布市総合計画」等にしながら、土地区画整理事業等の推進に努めるとともに、防災上必要な整備対策等も併せて基盤整備を検討する。

5)建築物の共同化、不燃化

低層の密集住宅地においては、市街地再開発、土地区画整理事業等の面的整備と合わせて老朽化建築物を中心に共同建て替え等を促進し、土地の高度利用と建物の不燃化を図ることにより、防災上有効に機能する道路、公園等の確保を図る。

6)土地利用に関しては、都市計画法(昭和43年法律第100号)の適用を受け、建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した機能的な都市活動ができるきめ細かい土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。

7)「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対しては、開発許可の基準に基づき、開発行為に対する指導を推進する。

第3項 公園・緑地整備計画

《 計画目標 》

1)規模や立地場所を勘案した中核的な公園、施設等の整備を推進し、市民の憩いの場、自然との接触機会の充実を図れるオープンスペースの確保を推進する。特に、公園等が無い地区については、年次計画をもって用地の確保に努める。

2)延焼遮断の確保

ア.抛延焼遮断緑地や道路、公園等のオープンスペースを確保するため、緑道の整備と狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

イ.ブロック塀に変わる生垣等の緑化を推進し、生垣コンクールや記念植樹等、住民が緑化に関わることができる催し等の開催を継続して検討していく。

3)公園・緑地の確保

ア.大規模な公園は、避難所として指定し、小規模なものは一時集合場所や防災活動拠点とする等の公園の整備を図る。

イ.市民の協力のもとに緑化推進条例の制定や緑化基金制度の創設を図り、市民参加による緑の保全と育成を通じた、総合的な緑化推進を図る。

第4項 宅地造成規制や建築物不燃化等による防災対策

《 計画目標 》

1. 宅地造成規制等

1)「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対して行う県指導に加え、市は、「開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱」に基づき開発行為に対する指導の強化を推進する。

2)家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、市街地再開発等による火災延焼防止のための緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等を検討する。

3)防火地域・準防火地域の指定

市街地の大火災を防止するための建築基準法に基づく準防火地域の指定は市内商業地域等を中心とし、耐火または準耐火構造の規制により不燃化建築物へ指定等、各種防災対策の実施を検討する。

2. 既存建築物の防災対策

市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に推進することとする。

3. 公共施設の耐震診断

1)市は、公共施設について耐震診断を実施し、必要と認められるものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震補強を図る。

2)地震による倒壊、火災の拡大防止を図るために、公営住宅建替・耐震化促進事業等により老朽化した住宅を建替えや耐震化住宅の推進に努める。

3)既存建築物の耐震性の向上の促進

災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築の中から順に耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

また、一般建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上にむけた知識の啓発・普及等の施策を実施する。

4) 屋外広告物等の落下防止

災害の発生により広告塔、看板などの屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯構造物及び建築物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。このため、道路管理者やその他公共施設の管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに市は事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

5) 建築物防災診断の実施

必要に応じ市及び消防機関等と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

6) ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強、改修等の市民啓発を進める。また、安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布、ポスター及び広報による市民へのPR等を推進する。

7) 建物相談の体制づくり

建築物防災週間等で行っている住宅相談にあわせ、ブロック塀等の耐震工法、耐震補強等の周知普及を行う。

また、土木工事においても市民からの相談を受ける体制を整備する。

8) 応急危険度判定士の養成

地震後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を養成する。

第5項 地盤災害予防計画

《 計画目標 》

1. 宅地造成規制、開発行為等

1) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発は、建築基準法、都市計画法、基本法等により災害防止の措置についての指導及び要請を行う。

2) 開発等の災害防止に関する基準

ア. 軟弱地盤の改良

宅地造成の際に、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

イ. 液状化対策

宅地造成の際、土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

ウ. 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、県と連携し、原則として開発計画を抑制する。

エ. 人工斜面の安全措置

宅地造成により生ずる人工斜面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

2. 軟弱地盤液状化対策

1) 液状化現象の調査研究

県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

2) 地盤改良工法等の普及

ア. 軟弱地盤の改良

宅地造成における地耐力調査により、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

イ. 液状化対策

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等があるが、これらの各種工法の普及に努め、適切な工法により対策を推進する。

3. 地震土砂災害対策

1) 地震による土砂災害は降水量を要因にその被害が発生しているが、震災時の斜面崩壊や土砂の移動等に伴い豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。そのため、地震土砂災害による二次災害の防止と警戒避難体制の確立に努める。

2) 地震発生時の緊急調査体制

ア. 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。

イ. 土砂災害危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現況を把握する。

ウ. 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。

エ. 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

第4節 ライフライン施設災害予防計画

《 基本方針 》

水道及びし尿処理関連施設の耐震性等を強化して、地震等災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施するものとする。

浄化槽等の施設は、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設の整備増強に努める。

また、電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合その供給は緊急を要するため、電気、ガス及び通信事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講じる。

第1項 水道、し尿処理関連施設災害予防計画

【水道施設】

水道施設の中には、老朽化による破管や漏水等の割合が高い施設もあり、経年変化や耐震性の機能診断を実施して維持管理を効率的に行い、災害に強い施設整備を計画的に推進していく必要がある。

また、災害や管路事故に対する迅速な対応を支援するため、水道管網図システムの充実を図る必要がある。

【し尿処理等の施設】

本市の最終処分は、環境保全の観点から公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。

また、災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく必要がある。

《 計画目標 》

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

- 1) 気象台の気象長期予報に対処し、渇水が予想されるときは減圧・断水のバルブ操作、あるいは配水池の貯水量の調整、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。
- 2) 水道施設の整備については、日本水道協会の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」、日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」等によって、施設の耐震化を推進する。また、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。
- 3) 水不足を防止し安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携のもと新たな水源の確保を推進する。

4)老朽化した配管等の更新をはじめ、上下水道施設全般の整備を推進するとともに、安全な飲料水を安定的に供給と汚物処理施設代替方策等についても検討しておく。

5)地下埋設物管理体制の確立

ア.現況の把握

道路管理者と地下埋設物管理者の連携のもと、地下埋設物の現況把握及び台帳作成について検討する。

イ.埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。

ウ.施設の耐震性及び供給体制等について総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を検討する。

エ.応急復旧工事に必要な資機材の確保及び保管場所、方法等について検討する。

オ.停電時に備え、予備電力等の整備を検討する。

6)災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。

7)仮設トイレの確保

災害時は水の供給不足から下水処理が不能になることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく。

第2項 電気施設災害予防対策

《 計画目標 》

電気施設の防災については、九州電力株式会社において平常時から保安規程をはじめ関係諸規程、規則等に基づき、次のような施設の管理、維持改良を行っている。

1)電力施設災害予防事業の基本方針

地震災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずる。

2)電力施設災害予防事業の実施

ア.防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、年一回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

イ.発電設備

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準法に基づいて設計を行う。

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。

ウ.送配電設備

a.架空電線路

地震力の影響は、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さいので、これにより設計する。

b.地中電線路

油槽架台の耐震設計は、建築基準法により行う。

エ.変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

オ.通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

第3項 ガス施設災害予防対策

《 計画目標 》

本市では、LPガスを各ガス事業者が供給を行っており、各ガス事業者は保安規程に基づき、次のような平常時から災害予防に努めている。

1) ガス施設災害予防事業の基本方針

ガス施設災害予防の基本方針は、災害が発生した場合にも対処できるよう常日頃から備えておくとともに、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図るため、これに必要な体制、設備対策計画、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行う。

2) ガス施設災害予防事業の実施

ア.体制の整備等

a.体制の整備

地震発生時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制の確立の観点から、体制を機動的なものに整備するとともに、地震時措置要領等の整備を行う。

b.対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

c.支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

イ.需要家への啓発対策

平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

第4項 通信施設災害予防対策

《 計画目標 》

西日本電信電話（株）の防災業務計画、災害等対策規定に基づき、次のような具体的措置を定めている。

1) 通信施設災害予防事業の基本方針

西日本電信電話（株）は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期する。

2) 通信施設災害予防事業の実施

具体的な事業の実施内容は、以下のとおりである。

ア.電気通信設備等の防災設計

- a.電気通信施設・設備の耐震化を図る。特に、局舎（電話局等）については既往最大規模の地震事例を参考として耐震、耐火構造化を推進する。
- b.局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行う。
- c.非常用予備電源として蓄電池、発動発電機を常備する。

イ.通信設備の確保

- a.架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を推進する。
- b.橋梁添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護、補強を実施する。
- c.電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。
- d.災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

①回線の切替え措置方法

②可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

③重要局所被災時の措置方法

④災害対策用電話回線の作成

- ⑤一般通話の制限(大規模地震等広域な災害が発生したときまたは予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。)

ウ.災害対策用機器・資機材の整備

a.各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車、災害応急復旧用無線及び災害孤立防止用無線等を配備する。

b.大容量可搬形電話局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬形電話等を主要地域に配備する。

c.移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、電話局、無線中断所等を対象に配備する。

エ.防災演習

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

第3章 災害に強い人づくりのための計画

第1節 地域の防災力の向上

第1節 地域の防災力の向上

《 基本方針 》

地震等の大規模災害時における地域住民による自主的な防災活動は、災害による被害の拡大防止に極めて重要で、効果的である。そのため、日頃から災害に対する住民の意識を啓発し、迅速な災害対応が行えるよう、自主防災組織の育成と支援体制の確立を目指す。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 災害予防計画 第3章2節 訓練計画、第3章3節 防災知識普及計画、第3章1節 自主防災組織整備計画】を参照する。

第1項 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化

《 計画目標 》

1. 防災知識の普及等

1) 家庭への啓発

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、次の事項に重点をおき、震災に関する分析結果等を示しながら、その危険性を周知し、防災知識の普及、啓発を図る。

ア.2～3日分の食料、飲料水等の備蓄

イ.非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策

ウ.地震発生時に取るべき行動、避難所での行動等

エ.震災時の家庭での連絡体制の確保

2) 地震防災マップによる啓発

地域の地震防災的見地からの防災調査を行い、住民の適切な避難や防災活動に資する地震防災マップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

2. 防災訓練の実施

1) 震災防災訓練の実施

防災週間等を通じ、積極的に震災を想定した防災訓練を実施する。

2) 防災図上訓練及びリーダーの育成

地域の地図を使い、災害が発生した場合を想定して、地域の活動や対応等を参加者同士で議論し、考えていく訓練災害図上訓練（D I G＝Disaster Imagination Game）を実施する。

自主防災活動をより効果的に行うため、地域ごとに住民が自主防災組織単位の防災訓練を重ねられるよう、市は支援を行うとともに、地域の防災の担い手となるリーダーを育成する。

3) 災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援することができる連絡、救出等の活動体制の充実を目指す。特に、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

3. 消防団、自主防災組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設や装備の充実、団員の参加促進等を含めた消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

(2) 地域の自主防災組織の育成強化

1) 自主防災組織の重点地区

特に、震災による被害拡大の危険性が高い地域を重点において、組織の育成を推進する。

- ア. 木造家屋の集中している地域
- イ. 消防水利の不足している地域
- ウ. 道路事情等により消防活動の困難な地域
- エ. 災害時要援護者の集中している地域

2) 自主防災組織の組織づくり

震災時の地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

- ア. 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等、組織活動や訓練の実施を促し、継続的な組織運営と組織体制の充実に努める。
- イ. 既存の公民館等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とした組織づくりを推進する。
- ウ. 地域で活動している様々な組織を活用する。

3) 多様な組織づくり

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自治委員等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

4. 防災ボランティア活動環境の整備

1) 市は、ボランティア団体と協力して、震災時の防災ボランティアとの連携やその体制について検討する。

2) 市は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体等との連携を図り、ボラン

ティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備拡充を目指す。

3) 環境整備の検討事項

次のような防災ボランティア活動環境について検討する。

- ア.非常時の登録
- イ.研修制度
- ウ.活動調整を行う体制
- エ.活動拠点の確保等

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対応のための 事前措置計画

第1節 地震防災活動体制の整備計画

第1節 地震防災活動体制の整備計画

《基本方針》

市は、実情に応じた非常参集体制の整備、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関等との連携体制の確立を推進する。

第1項 災害応急体制の整備

《計画目標》

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 災害予防計画第4章2節 防災活動体制の整備計画】を参照する。

1. 防災活動体制の整備

1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

2) 初動体制の確立

市災対本部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

3) 職員の動員配備対策の充実

地震災害発生の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

ア. 災害対応初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災対本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

イ. 災害対策職員用通信手段の確保

市災対本部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討していく。

4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

震災後に避難場所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

2. 救急救助体制の整備

1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

- ア. 救急・救助体制の充実
- イ. 初動医療体制の確立
- ウ. 医療支援体制の確立
- エ. 災害医療情報通信ネットワークの整備

1) 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

2) 交通ネットワークの整備

- ア. 骨格的な幹線道路の整備
- イ. 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保
- ウ. 防災上重要な道路改良の実施
- エ. 橋梁等の安全対策の実施
- オ. 災害時用臨時ヘリポートの整備

3. 消火活動体制の整備

地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及び消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

特に、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

第1項 二次災害防止体制の整備

《 計画目標 》

1. 災害防止体制の整備

1) 二次災害の防止体制

余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の確保を行う。

2) 土砂災害防止体制

建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の確保を行う。

3) 宅地・建物応急危険度判定

震災後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士等が被災宅地・建物の危険度の判定を行う「応急危険度判定士」を養成する。